

## 神戸市ソーシャルビジネス推進委員会開催要綱

平成 25 年 10 月 17 日

市民参画推進局長決定

(趣旨)

第 1 条 市のソーシャルビジネス推進事業について、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、神戸市ソーシャルビジネス推進委員会（以下「推進委員会」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 推進委員会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市民参画推進局長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 特定非営利活動を行う者
  - (3) 営利企業関係者
  - (4) 金融機関関係者
  - (5) 市職員
  - (6) 前 5 号に掲げる者のほか、市民参画推進局長が特に必要があると認める者
- 2 前項の規定により委嘱し、又は任命する委員の人数は、10 名以内とする。

(任期)

第 3 条 委員（前条第 1 項第 5 号に掲げる者のうちから任命されたものを除く。以下この条において同じ。）の任期は、1 年以内とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の指名等)

第 4 条 市民参画推進局長は、委員の中から委員長を指名する。

2 委員長は、推進委員会の進行をつかさどる。

3 市民参画推進局長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(推進委員会の公開)

第 5 条 推進委員会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、市民参画推進局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 条）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
  - (2) 推進委員会を公開することにより公平かつ円滑な推進委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 推進委員会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の開催に必要な事項は、参画推進部長が定める。

附 則（平成 25 年 10 月 17 日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日より施行する。